

基本的な考え方

1. 新たな行財政改革の必要性

(1) これまでの行財政改革の経緯と評価

これまで本市では第1次(昭和56～60年)、第2次(昭和61～63年)行財政改革及びそれ以降平成8年までの毎年の事務事業の見直しや外部委託化等を通して584人の減員(純減)を行いました。また、第3次行財政改革(平成9～13年)により98名の減員(純減)を実施し、その後の主体的な取組みや合併による効率化により21名の減員を行っています。

これらの行財政改革の取組みにより、職員の定数管理、経常的経費の節減、起債許可制限比率ならびに経常収支比率の抑制、自主財源比率の上昇などにおいて一定の成果をあげてきました。しかし、類似団体との比較において本市の財政は依然として脆弱であり、社会経済環境の変化の中で更なる行財政改革に向けた取組みが求められています。

(2) 本市を取り巻く環境

少子高齢化と人口減少

わが国全体が本格的な少子高齢・人口減少社会の到来を迎える中で、本市でも合併による一時的な人口増加はあるものの、実質的には人口減少の傾向にあり、年少人口の減少および高齢者人口の増加が見られます。

今後の動向については、国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成15年12月)によると、平成12年を100とした場合、市の総人口は平成27年で92.4、平成42年で80.3とされており、その中で年少人口の減少および高齢者人口の増加が予測されています。

このような状況の中で、児童福祉や高齢者福祉など拡大する市民ニーズに対して適切に対応できる地域社会の構築が求められます。

市民ニーズの多様化

個々人の価値観がモノの豊かさから心の豊かさに重点が変化するとともに、グローバル化や情報化の進展、技術の革新などに伴い、本市を取り巻く社会経済環境の変化には著しいものがあり、それに伴い市民ニーズは多様化が進んでいます。

このような市民ニーズを的確に把握し柔軟に対応するためには、従来の画一的なサービス提供ではなく、多様化する市民生活やライフスタイルに合わせたサービスを提供する体制づくりが必要です。

厳しくなる財政状況

バブル経済崩壊以降、国・地方を取り巻く財政状況は厳しく、公共事業等の政府支出により地域経済が支えられる構造は大きな見直しを迫られています。また、本市は少子高齢化と人口減少が見込まれる中で、地方税収の減少と社会保障費の増加により、歳出入の格差拡大が予想されます。また、地方交付税・国庫補助負担金・税源移譲の三位一体改革により、従来前提としていた歳入が不確定になり、今後の財政は不透明な状況にあります。

今後は、高度経済成長期のような歳入増は望みにくいことから、歳出のスリム化を徹底するとともに、地域経済の活性化による税源の涵養を図るなど、健全な財政運営を行う必要があります。

市町村合併後の体制整備

本市は平成 17 年 4 月に吉井町、世知原町と合併し、平成 18 年 3 月には宇久町、小佐々町と合併しました。市町村合併では、各団体が有する重複機能を効率化することにより行政コストの削減を図り、行財政基盤をより強化することが期待されています。

特に、今後 10 年間は、新市建設計画のもとで、合併に伴う財政面の支援が行われることから、この間にこれまでの 1 市 4 町が、ひとつの行政体として効率的・効果的な行政運営ができる体制整備が求められます。

(3) これからの行財政改革に求められること

持続可能な行政経営の実現

本市においては、少子高齢化や人口減少、市民ニーズの多様化、財政状況の悪化が進む中で、社会経済環境の変化を踏まえつつ、中長期的な観点から展望することが求められています。その中で、市民が必要とする公共サービスの提供を続けるためには、人、もの、金、情報など本市の地域資源を最大限に活用し、特に市民、事業者、行政などの多様な主体が連携・協働し、持続可能な行政経営を実現することが求められます。

行財政改革と職員の意識改革

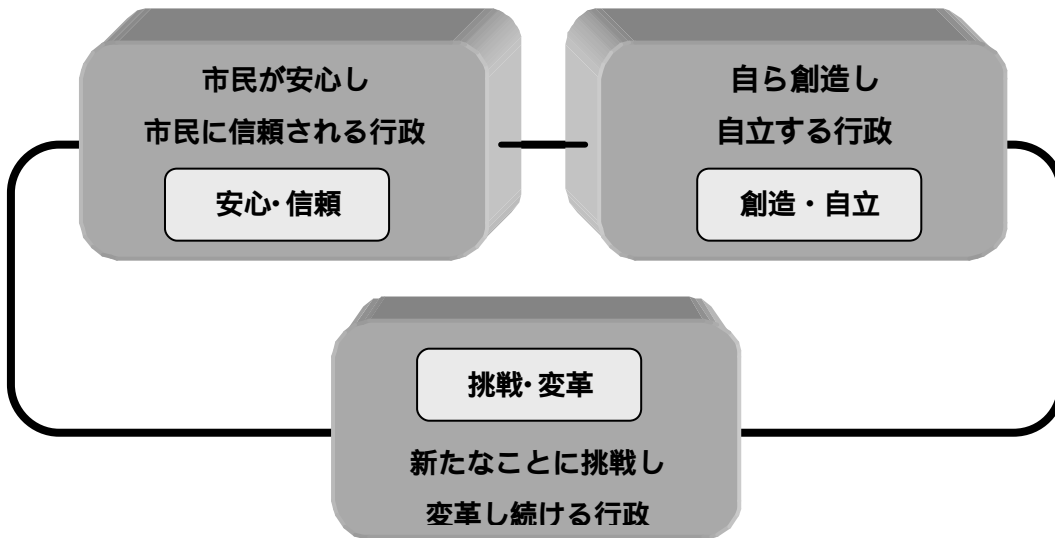
平成 12 年 4 月の「地方分権一括法」施行以降、わが国は本格的な地方分権の時代を迎えており、本市においても、分権化時代にふさわしい自己決定ができる政策自治体への転換、自己責任を可能とする行財政基盤の強化に向けたより一層の行財政改革が求められています。このような状況の中で、行政職員については、政策を創造・遂行する主体性と行動力の発揮が求められます。また、効率的・効果的な事務事業の執行に努めるとともに、情報の公開を積極的に進め、市民に対する説明責任を果たす必要があります。

市民協働と市民の意識醸成

本格的な地方分権の時代を迎える中、主権者としての市民が地域課題に対して積極的に関与することが期待されています。また、あらゆる市民ニーズに行政のみで対応することには限界があり、公共サービスの提供にあたって、市民との協働を図ることが求められています。そのため、長期的なまちづくりのビジョンを市民と行政が共有し、市民の地域への愛着と自治意識を醸成することが必要です。

2.行財政改革の目標（目指すべき行政像）

【行財政改革の目標（目指すべき行政像）】



安心・信頼：市民が安心して市民に信頼される行政

少子高齢化と人口減少、市民ニーズの多様化が進む中で、公共サービスの需要は、常に変化しています。しかしながら、本市の財政状況では、この変化する公共サービスの需要すべてに対応することは難しい状況にあります。

そのため、市民が必要とする公共サービスを提供するためには、行政だけではなく市民や事業者など多様な主体の積極的な協働・連携が求められます。その中で、市民や事業者がサービス提供主体になれるものについては、その役割を積極的に市民や事業者に委ねて、行政はこれらの公共サービスが適切に提供されることを保障し、また、市民や事業者が対応できない公共サービスについては、行政が責任を持って提供していくことで、市民が安心して市民に信頼される行政を目指します。

創造・自立：自ら創造し自立する行政

これまでは、本市を含む地方行政は、国等によって施策・事業の多くが決められていたところです。しかし、地方分権一括法の制定や三位一体改革が進む中で、地方行政として自己決定・自己責任が求められるようになりました。

これからは、本市の状況を踏まえた独自の政策を主体的に考え、自ら創造し自立する行政を目指します。

挑戦 変革：新たなことに挑戦し変革し続ける行政

限られた行政資源のもとで、市民が安心して市民に信頼される行政としての役割を果たすとともに、自ら創造し自立した行政を目指すためには、これまで以上に効率的・効果的に業務を遂行できるように行政の体質を変革する必要があります。

これからは、前例踏襲主義にとらわれることなく、職員自らが考え、自発的に職員一人ひとりが変革の担い手となり、経営的視点に立った考え方を積極的に取り入れるなど、行政として果たすべき役割を全うするため、新たなことに挑戦し変革し続ける行政を目指します。

3. 行財政改革の基本方針

(1) 行政活動の再構築(事務事業の整理合理化と執行の適正化)

本市においては、環境変化に対応する形で公共サービスの提供範囲を想定し、その中で行政が関与すべき事務事業を明確にするとともに、官民の役割分担を明確化することで、事務事業の改廃と執行の適正化を図ることが求められています。

このことを踏まえて、本市が行っているすべての事務事業を対象として公的関与の観点から検討を行い、事務事業の整理合理化を図るとともに、行政が関与すべきものの中で外部委託が可能なものについては民間活力の活用を進めます。また、業務の進め方についても、ICT(情報通信技術)等を活用しながら、業務執行の効率化・適正化を進めます。

(2) 行政体制の整備(庁内執行体制の適正化)

本市では、公共サービスの提供主体の適正化など官民の活動領域の再構築を行う中で、事務事業の整理合理化や庁内執行体制の適正化を図ることが求められています。

そのため、事務事業の整理合理化と執行の適正化等に対応して、市民の視点に立った政策目的別の簡素で機動的な組織づくりを行います。また、効率的・効果的な業務執行のために、行政の果たすべき役割の変化に合わせた定員管理の適正化、給与等の適正化及び人材の育成を図ります。

さらに、公営企業については、事業の必要性、事業主体や事業方法の妥当性について検討を行い、一層の効率的・効果的な経営に向けて経営の健全化を行います。

(3) 財政の健全化(持続可能な財政運営)

持続可能な財政運営の実現に向けて、緊縮財政による簡潔な行政システムの構築だけでなく、地域の活性化に向けて積極的に関与することにより、税源の涵養や公共サービスの適正化を進め、財政の健全化を図ることが求められています。

そのため、行財政改革による歳出の削減とともに、歳入の強化により財政基盤の確立を図ります。また、債務の抑制・基金の確保や財政収支の均衡などにより財政力の強化を図り、将来にわたる財政負担を抑制します。

また、これらの改革を進めるためには財政改革の必要性を全市民が共有することが重要であり、今後の財政運営における基本的な考え方を明らかにします。

(4) パートナーシップの構築（市民協働の推進）

これからの市民は、公共サービスの受益者であるとともに、公共サービスの提供者としての役割を担うこと、また、事業者についても、経済活動の主体としての役割とともに、地域社会を支える主体としての役割が期待されています。このように、行政と市民等がそれぞれ期待される役割を果たしつつ、連携・協働を図る市民協働が求められています。

そのため、市民協働のあり方について明確化するとともに、市民協働の推進体制を整備し、市民と行政との双方向のコミュニケーションの活発化を図ります。

